

嬉野市未来技術社会実装の実現に向けた調査業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、嬉野市未来技術社会実装の実現に向けた調査業務委託（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続きその他の必要な事項を定めるものとする。

1. 目的

嬉野市では、2022年度に九州新幹線西九州ルートの新嬉野温泉（仮）駅の開業が予定され、新たな交流拠点の形成に向けた事業を展開している。

本業務はこのような状況を背景に、コロナ禍における嬉野市が抱える地域課題解決や産業競争力強化に向け、第5世代移動通信システム（5G）をはじめとするICT技術や官民データ連携基盤の具体的な活用策を検討するとともに、未来技術社会実装事業等への応募に向けた支援を行うことを目的とした業務である。

なお、未来技術社会実装事業等への応募は、以下を想定している。

- 内閣府 未来技術社会実装事業
- 国土交通省 自動運転サービス導入支援事業

2. 業務の概要

- (1) 業務名 嬉野市未来技術社会実装の実現に向けた調査業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月25日まで
- (4) 委託上限額 4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加資格を有するものは、参加表明書の提出時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないもの
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないもの
- (3) 官公庁から指名停止措置を受けていないもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定に該当しないもの
- (5) 嬉野市暴力団排除条例（平成24年嬉野市条例第2号）第2条第4号の規定に該当しないもの
- (6) 国税、都道府県税及び市区町村税に滞納がないもの

- (7) 本業務を遂行するに当たっては、必要に応じて嬉野市と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することが出来る体制が整備されていること。

4. スケジュール

内 容	日程・期限
公募開始（公告）	令和2年10月 5日（月）
質問書の提出期限	令和2年10月 9日（金）午後5時00分必着
質問書への回答	令和2年10月13日（火）
参加表明書提出期限	令和2年10月19日（月）午後5時00分必着
参加資格審査結果通知	令和2年10月21日（水）までに発送
企画提案書提出期限	令和2年10月26日（月）午後5時00分必着
審査（プレゼンテーション）	令和2年11月上旬を予定 ※詳細は別途通知する。
審査結果通知	令和2年11月上旬
審査結果の公表、契約	令和2年11月中旬

※上記スケジュールは、新型コロナウイルス感染症拡大等に伴い、変更する場合があります。

5. 募集方法

本要領及び必要書類等を市ホームページに掲載する。

6. 参加手続き等

参加を表明する者は、参加表明書とともに以下の添付書類を提出し、参加資格審査を受けるものとする。

- (1) 参加表明書及び添付書類（以下「参加表明書類」という。）の構成

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 会社概要（最新のもの。パンフレット等の使用も可。）
- ウ 直近年度の決算書
- エ 業務実績一覧（任意様式）

※本業務に類似又は関連する業務（これまでに、国又は市区町村（市町区村が主体となる協議会を含む）が委託する自動運転に関する社会実験、若しくはそれに類するまちづくりに関する社会実験等）を対象とする。業務実績一覧には「発注機関名」「業務名」「契約金額（消費税込み）」「業務の概要」を記載すること。

- オ 納税証明書の写し（国税、都道府県税及び市区町村税）

※参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、未納がないことを示すもの。

- カ 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し（参加表明書提出の前3か月

以内に発行された証明書)

(2) 参加表明書類の提出

参加表明書類1部を以下のとおり持参又は郵送により提出すること。

ア 受付期間：令和2年10月5日（月）から令和2年10月19日（月）午後5時必着とする。持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

イ 提出先：嬉野市役所嬉野庁舎（2階）総合戦略推進部 新幹線・まちづくり課

(3) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和2年10月21日（水）までに書面により通知する。

(4) 提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者は、企画提案書（様式第2号）に以下の添付書類を添付の上、10部（正本1部、副本9部）提出すること。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに「辞退届」（任意様式）を提出すること。

ア 提出期限：令和2年10月26日（月）午後5時必着

イ 受付場所：嬉野市役所嬉野庁舎（2階）総合戦略推進部 新幹線・まちづくり課

ウ 添付書類：①提案事項（任意様式、評価項目に沿った内容を記載すること）

②業務実施体制（任意様式）

③業務工程表（任意様式）

④見積書（任意様式、消費税込み）

エ 提出方法：持参又は郵送とする。持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

オ その他：企画提案書の内容を記録した電子媒体（CD-R）を1部提出すること。データ形式はPDFデータとする。

7. 質問回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間：令和2年10月9日（金）午後5時必着

イ 質問の方法

本プロポーザルについて質問のある者は、末尾（13. 問い合わせ先及び提出先）に記載する電子メールアドレス宛に送信すること。送信に当たっては、表題を「未来技術社会実装事業支援業務についての質問」とすること。

原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質問受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

(2) 質問に対する回答

ア 回答予定日：令和2年10月13日（火）

イ 回答方法：市ホームページにて回答する。なお、本業務に直接関係のある質問のみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

8. 最適提案者の選定方法等

(1) 審査方法

市が設置する選定審査委員会において、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最適提案者及び次点者を選定する。

(2) 評価基準等について

以下のとおり、評価項目、評価事項及び配点を定める。

評価項目		評価事項	配点
業務実績の評価		業務遂行に十分な経験・能力を有しているか。	5
		同種、類似業務の実績があるか。	5
企画提案内容に関する評価	業務内容の理解	本事業の目的、内容等を適切に反映した提案内容となっているか。	15
	工程・業務体制	工程計画のとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。	15
	実施方法	実施手法が、地域の課題を顕著化させるための効果的な内容となっているか(嬉野市の地域性等を十分反映した内容となっているか)。	20
		想定される課題に対して、その解決に有効と考えられる技術やノウハウ等、今後の効果的な運営・解決方法が示されているか。	20
	将来性・実現性	未来技術社会実装事業等への応募資料作成に向け、具体性に優れた提案となっているか。	20
合計			100

(3) 最適提案者の選定方法

- ①前項の(2)に基づいて採点を行い、最高得点を得た者を最適提案者として選定するものとする。
- ②参加者が1者のみの場合でも、審査を実施する。
- ③上記①、②にかかわらず、総合得点の6割未満の得点の場合は、最適提案者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する場合は失格とする。

- ①「3. 参加資格要件」を満たさなくなったとき
- ②故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき
- ③契約の履行が困難と認められるに至ったとき
- ④提案者が、本プロポーザルに関して個別に審査委員と接触をもつなど、審査の

公平性を害する行為があったとき

⑤見積額が委託上限額を超過しているとき

⑥その他、審査で本業務の遂行にふさわしくないと認められたとき

9. 審査（プレゼンテーション）の実施

(1) 実施日：令和2年11月上旬を予定

※詳細な日時・場所については、別途通知する。

(2) 出席者：5人以内

(3) プレゼンテーションに要する時間

40分（説明20分、質疑応答20分）程度を予定している。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(5) プレゼンテーションに要する機材

パソコン、プロジェクタ及びスクリーンは市が準備する。ただし、パソコンについては、提案者の持ち込みも可とする。

10. 審査結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最適提案者と次点者のみ市ホームページで公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

11. 契約手続等

(1) 選定された最適提案者は、市と業務内容、委託料等について再度調整を行い、協議が整った場合に、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 選定された提案書の内容は、契約時に採用することを基本とするが、選定された提案書をそのまま実施することを予め約束するものではなく、業務内容及び委託料について、双方確認の上、委託契約上限額の範囲内で変更する場合がある。

(3) 別添「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書の内容の範囲内において変更を行う場合がある。

12. その他

(1) 本要領に基づく全ての手続きに関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

- (2) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要範囲内において、市は無償で当該著作権を使用できるものとする。
なお、参加者が提出した提案書類の返却は行わない。
- (3) 参加者から提出された書類等の修正・差し替え等は、一切認めない。
- (4) 同一の参加者からの複数の企画提案書の提出は、受け付けない。
- (5) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (6) 本要領に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。

1 3. 問い合わせ先及び提出先

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

嬉野市 総合戦略推進部 新幹線・まちづくり課（担当：前川、江頭）

電話：0954-27-7020 FAX：0954-27-7077

電子メールアドレス：machizukuri@city.ureshino.lg.jp